

公示番号：160364

国名：南スーダン

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：CAMP/IDMP 実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（農村開発／行財政管理・モニタリング）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農村開発／行財政管理・モニタリング
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2016年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月28日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農村開発／行財政管理・モニタリングに係る各種業務
対象国／類似地域	南スーダン／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

南スーダンでは世界の中でも開発の遅れた国であり、農村部を中心に人口の大半が自家消費を目的とした農耕や牧畜に従事し、多くの人々が人道支援に依存している。また、国家歳入の90%以上を石油に依存するが、石油生産の不安定さ等もあり、慢性的な財政赤字を抱え、代替産業の育成が必要とされている。一方、南スーダンは豊富な降雨量と肥沃な土壌、広大な土地、湿地帯やナイル等の河川を有し、農業セクター全体の潜在性の高さが注視されており、将来的には石油の代替産業として経済を牽引することが期待される。

南スーダン政府は同セクター開発を通じ、食料不足の克服、農村部の生計向上を図り、ひいては農業の産業化を目指すべく、JICAの技術支援を受け、2015年5月に「包括的農業マスタープラン（Comprehensive Agricultural Development Master Plan（CAMP）」）、2015年12月に「灌漑開発マスタープラン（Irrigation Development Master Plan（IDMP）」を完成させた。その後実施段階に移行し、南スーダン政府は2015年8月、CAMP・IDMP実施促進のために政府内外の関係者への働きかけと調整を図る組織「CAMP/IDMP実施調整タスクチーム」を設立した。しかし、CAMP/IDMPの実施に当たっては、同チームの組織制度、人事、財務面において課題があり、同チームの能力強化が必要とされている。特に緊急に能力強化が求められる領域は、①事業の計画・実施管理、②法的枠組み開発、③資源動員・援助調整、である。併せて、南スーダンでは牛強奪を含む牧畜民間の紛争が伝統的に横行しており、その予防・緩和が政府にとっても課題のひとつとなっていることから、政府の実務能力を伸ばすべく、牧畜民の紛争予防に配慮した公共サービス提供のためのガイドラインの策定とその具現化が必要とされている。係る状況から南スーダン政府は我が国に対し、上述の喫緊のニーズに対応すべく「CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を技術協力プロジェクトとして要請した。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2016年7月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、南スーダン側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2016年7月中旬～7月下旬）

- ①JICA南スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ②南スーダン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。その際、予めJICA南スーダン事務所を通じ配布した質問票を回収し、収集した情報を取りまとめる。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。想定する調査項目は以下のとおりであるが、これ以外にも調査すべき項目がある場合はプロポーザルにて提案する。
  - 1) 南スーダンの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付けの確認
  - 2) 関連分野における開発動向（他ドナーの援助動向を含む）の確認
  - 3) 行財政管理・モニタリングに関する現状の把握効果的な行財政管理・モニタリングを促すために必要と考えられる以下の領域について現状を把握するとともに、他の援助機関の支援とCAMP/IDMPの実施メカニズムとの同調

が図られるために留意すべき点を検討する。

- ア) 事業の計画・管理・実施に係る実施体制
- イ) 政策・戦略策定、法規制の枠組み
- ウ) 援助調整と資源動員メカニズム

- ④協議の結果及び収集した情報、資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等）、プロジェクトにおける南スーダン政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
- ⑤担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ⑥南スーダン側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M（Minutes of Meetings）案（英文）の作成に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果を JICA 南スーダン事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2016 年 8 月上旬）

- ①事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICA より別途支給いたします。（見積書の航空賃及び日当・宿泊費料欄には 0 円と記載下さい。）
- （2）戦争特約保険料  
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。
- （3）一般管理費等率  
本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の 10% を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

## 10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境
  - ①現地業務日程  
本業務従事者の現地調査期間は 2016 年 7 月 11 日～7 月 31 日を予定しています。また、JICA 職員の現地調査期間は 2016 年 7 月 17 日～7 月 31 日を予定しています。
  - ②現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 農村開発／行財政管理・モニタリング（本コンサルタント）
    - エ) 紛争予防配慮／評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
  - ③便宜供与内容

JICA 南スーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員の現地調査期間については、職員と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて配布します。

・「CAMP/IDMP 実施能力強化プロジェクト」要請書（写）

②本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「南スーダン国 包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクトファイナルレポート」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021059.html>)

・「南スーダン共和国 灌漑開発マスタープラン策定支援プロジェクト(IDMP)ファイナルレポート(和文要約)」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024927.html>)

## (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上